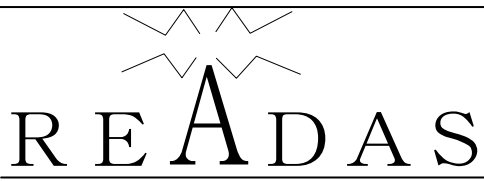


第 5174 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

Q：平成27年度の税制改正では、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が行われるのか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が行われます。

概要は、次のとおりです。

(1) 手続委託型免税店制度の創設

① 商店街やショッピングモール等における消費税の免税手続きを「免税手続きカウンター」でまとめて行うことができるようになります。

② 免税販売の要件である購入下限額（一般物品1万円、消耗品5千円）について、手続委託型免税店の場合は、「免税手続きカウンター」における合算額により判定することができることとなります。

(2) クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

免税店を経営する事業者が、あらかじめ、港湾施設に臨時店舗を設置する見込みであることについて税務署長の許可を受けた場合には、出店の前日までに、具体的な臨時店舗の場所等を税務署長に届け出ることにより、免税販売ができるようになります。

